

防地環第18644号
令和4年10月3日

北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長 殿
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長

地方協力局環境政策課長
(公印省略)

除草工事の積算について（通知）

標記について、下記のとおり定め、令和4年10月3日以降に入札公告する工事から適用することとしたので通知する。

なお、除草工事の積算について（防地環第5329号。令和4年3月28日）は、廃止する。

記

提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第132号）第3条第2号に規定する管理工事として実施する除草工事の積算価格の算定は、整備計画局施設技術管理官が別に定める土木工事積算価格算定要領を準用して実施されたい。

この場合において、同要領中「土木工事標準歩掛」とあるのは、「国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編）」に読み替えるとともに、間接工事費を算定するに当たり、率計算による部分で適用する共通仮設費率については「3.84%」とし、現場管理費率については「17.74%」とする。

ただし、この通知により処理することが適当でないと認められる場合には、あらかじめ地方協力局環境政策課長と調整の上、実施されたい。